

現行	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第1条 横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定により公会堂の<u>使用又は利用の許可を受けようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「許可申請書」という。）を<u>市長（条例第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。次条ただし書、第3条第3号、第4条及び第5条において同じ。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>使用又は利用の目的及び方法</u></p> <p>(3) <u>使用日時又は利用日時</u></p> <p>(4) <u>使用し、又は利用する施設の種別及び附属設備</u></p> <p>(第5号から第7号まで省略)</p> <p>(許可の申請期間)</p> <p>第2条 前条の規定により許可申請書を提出することのできる期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める日から<u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）又は利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3日前までとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 講堂及びこれに付随して<u>使用し、又は利用する講堂以外の施設</u> <u>使用日又は利用日の6箇月前の日</u></p> <p>(2) 講堂以外の施設 <u>使用日又は利用日の3箇月前の日</u></p> <p><u>(不許可)</u></p> <p>第3条 <u>条例第2条第3号の規定により使用又は利用を許可しない場合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>主として物品を展示し、又は販売するために公会堂を使用し、又は利用しようとするとき（公益的目的をもって、これらの行為を行うときを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>会合の性質が騒乱を起こすおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認めるとき。</u></p> <p>(許可書の交付)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第1条 横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定により公会堂の<u>利用の許可を受けようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「許可申請書」という。）を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 利用の目的及び方法</p> <p>(3) 利用日時</p> <p>(4) 利用する施設の種別及び附属設備</p> <p>(第5号から第7号まで省略)</p> <p>(許可の申請期間)</p> <p>第2条 前条の規定により許可申請書を提出することのできる期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める日から<u>利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3日前までとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 講堂及びこれに付随して利用する講堂以外の施設 <u>利用日の6箇月前の日</u></p> <p>(2) 講堂以外の施設 <u>利用日の3箇月前の日</u></p> <p>(削除)</p> <p>(許可書の交付)</p>

第4条 市長は、公会堂の使用又は利用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第5条 条例第2条の規定により公会堂の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、変更許可書を使用者又は利用者に交付するものとする。

(指定管理者の公募)

第6条 (本文省略)

(指定申請書の提出)

第7条 (本文省略)

(使用料)

第8条 条例第8条第2項の規定による公会堂の使用料は、別表のとおりとする。

2 条例第8条第3項の規定による使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料その他これに類する料金の額に応じ、当該各号に定める率を前項の使用料（附属設備の使用料を除く。）に乗じて得た額とする。

(1) 1,000円以上2,000円未満 100分の150

(2) 2,000円以上 100分の200

3 使用者が使用時間を超過して使用したときの使用料は、第1項の使用料（附属設備の使用料を除く。）の額又は前項の規定により算出された使用料の額の3割増とする。

(開館時間等)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し及び休館日以外の日において臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条第6項の規定により使用料を減免する場合は次の各号に掲げるとおりとし、減免する額は当該各号に定める率を使用料に乗じて得た額とする。

第3条 指定管理者は、公会堂の利用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第4条 条例第2条の規定により公会堂の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、変更許可書を利用者に交付するものとする。

(指定管理者の公募)

第5条 (本文省略)

(指定申請書の提出)

第6条 (本文省略)

(削除)

(開館時間等)

第7条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し及び休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。

(削除)

(1) 本市が共催する行事等に使用する場合 100分50

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 100分の50の範囲内で市長が定める率

2 条例第8条第6項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書を提出する時に、その旨を市長に申請しなければならない。

(使用料の返還)

第11条 条例第8条第7項ただし書の規定により使用料を返還する場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の使用料に乗じて得た額とする。

(1) 使用者の責めに帰さない事由により公会堂を使用できなくなったと市長が認めた場合 100分の100

(2) 使用日の1箇月前までに使用の取消しを申し出て、市長が認めた場合 100分の80

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めた場合 100分の80の範囲内で市長が定める率

2 条例第8条第7項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

(利用料金の後納)

第12条 条例第10条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第13条 条例第11条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定める率を利用料金に乗じて得た額とする。

(第1号から第3号まで省略)

(利用料金の返還)

第14条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の利用料金に乗じて得た額とする。

(第1号及び第2号省略)

(職員)

第15条 公会堂(条例別表第1から別表第2の2までに掲げる公会堂を除く。第3項、次条第2項、第17条第

(削除)

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定める率を利用料金に乗じて得た額とする。

(第1号から第3号まで省略)

(利用料金の返還)

第10条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の利用料金に乗じて得た額とする。

(第1号及び第2号省略)

(削除)

1 項及び第18条第2項において同じ。)に館長を置く。

2 館長は、区役所総務部地域振興課長をもって充てる。

3 公会堂に必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

第16条 館長は、事務職員又は技術職員をもってこれに充てる。

(削除)

2 館長は、公会堂の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(専決等)

(削除)

第17条 館長は、公会堂に係る次の事項を専決することができる。

(1) 陳情、要望等の処理に関すること。

(2) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(3) 職員（館長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(4) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(5) 職員の市内出張に関すること。

(6) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(7) 不用品の廃きの決定に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 館長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、館長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(事務報告)

(削除)

第18条 館長は、毎日事務記録を作り、次週の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は休館日であるときは、その直後の休日でない開館日）に区長に提出しなければならない。

2 前項のほか館長は毎月の公会堂使用の状況を取りまとめ、翌月5日までに区長に報告しなければならない。

(準用) 第19条 前各条に定めるもののほか、職員の服務等に関する しては市に関する諸規程による。	(削除)
(委任) 第20条 (本文省略)	(委任) 第11条 (本文省略)

現行					改正後
別表(第8条第1項) 1 施設使用料					(削除)
種別	使用料				
	昼間				夜間
	午前	午後			
横浜市開港記念会館	1号会議室	円 1,600	円 2,100	円 2,300	
	2号会議室	300	400	500	
	3号会議室	600	800	900	
	4号会議室	600	800	900	
	5号会議室	400	500	600	
	6号会議室	1,600	2,100	2,300	
	7号会議室	1,200	1,600	1,800	
	8号会議室	400	500	600	
	9号会議室	1,600	2,100	2,300	
	特別室	700	900	1,000	
	講堂	10,500		10,000	
(備考) 1 この表において、昼間とは午前9時から午後5時まで、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時までとする。 2 昼間及び夜間の区分を連続して使用する場合並びに午前、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後10時までとし、午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。					
2 附属設備使用料					
種別	使用料				
	午前	午後	夜間	昼夜間	
グランドピアノ	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 4,500	
スポットライト	1,500	1,500	1,500	4,000	
拡声装置	1,500	1,500	1,500	4,000	
音響装置	1,000	1,000	1,000	3,000	
映像装置	2,000	2,000	2,000	6,000	
(備考)					

1 この表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、昼夜間とは午前9時から午後10時までとする。

2 午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。

別記様式（第7条第1項）
（以下省略）

別記様式（第6条第1項）
（以下省略）